

自然と調和する暮らしのこと
ふたあいのまちづくりから

**みやき町
都市計画
マスタープラン**

平成21年3月
みやき町

目次

序．都市計画マスタープラン策定の目的	1
（１）みやき町都市計画マスタープランの目的	1
（２）みやき町がマスタープランを作成する意義	2
1．まちづくりの課題	4
（１）市街地の形成に関する課題	4
（２）都市基盤整備に関する課題	4
（３）自然環境保全に関する課題	5
（４）その他の課題	5
2．まちづくりの基本方針	6
（１）都市づくりの理念と目標	6
（２）将来フレーム	6
（３）将来都市構造	8
3．全体構想	10
（１）土地利用方針	10
（２）交通体系整備方針	13
（３）公園・緑地等の整備・保全年針	16
（４）河川・下水道等の整備方針	18
（５）安心・安全のまちづくり方針	19
（６）景観形成方針	20
（７）住宅地整備の方針	21
4．地域別構想	22
（１）地域別構想とは	22
（２）北部地域	23
（３）中部地域	27
（４）南東部地域	32
（５）南西部地域	38
5．計画の推進について	43
（１）計画の実現に向けた情報発信	43
（２）まちづくりの推進体制	44
みやき町全体のまちづくり方針図	46
資料編	49

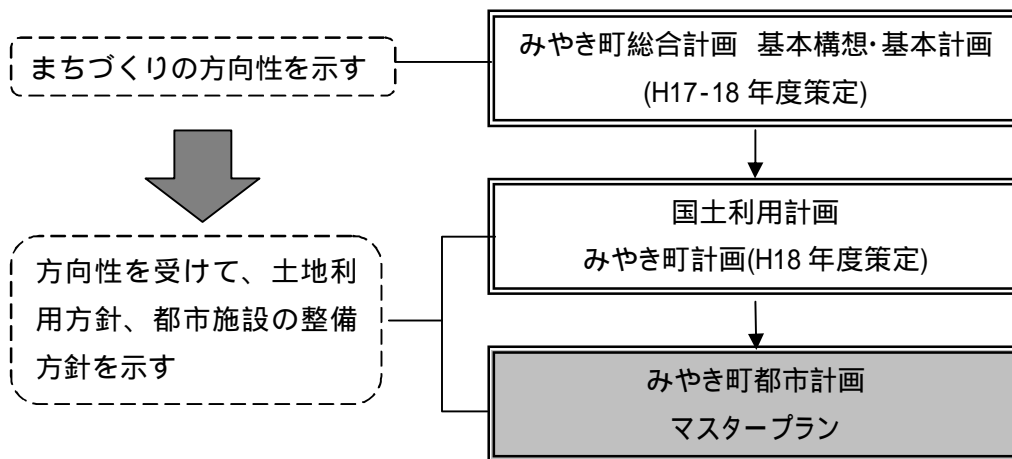
序	都	市	計	画	マ	ス	タ	プ	ラ	ン		
								策	定	の	目	的

(1) みやき町都市計画マスタープランの目的

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」に位置づけられた計画です。

新町誕生に伴い、行政における最上位計画である「第1次みやき町総合計画」や「みやき町国土利用計画」を策定し、まちづくりの指針を示しました。

本計画は、「第1次みやき町総合計画」や「みやき町国土利用計画」、「北茂安都市計画区域マスタープラン（佐賀県策定）」などの上位計画を踏まえ、これら計画の実現に向けて、土地利用の基本方針や都市施設（道路・公園・下水道など）の整備方針などを示すため、新町の都市計画マスタープランとして策定するものです。



(2) みやき町がマスタープランを作成する意義

町として都市計画を検討する意義

都市計画の意義

都市計画とは、生活や産業などの様々な活動が安全、快適かつ魅力や活力のある活動として営まれるための場づくり、仕組みづくりのための計画です。

県の都市計画では、広域的な視点から都市計画区域に関する整備・開発及び保全の方針を定め、土地利用や都市施設整備の方針を定めています。また、準都市計画区域については、良好な環境を維持するための土地利用の規制・誘導を行います。

佐賀県は、昭和61年3月に北茂安都市計画区域を定めています。

みやき町における都市計画の検討

市町村で定める都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に位置づけられた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、市町村が定める都市計画は、これに即したものでなければならないとされています。また、「第1次みやき町総合計画」や「みやき町国土利用計画」、「北茂安都市計画区域マスタープラン(佐賀県策定)」などに即して定めることとなっています。

市町村で作成する都市計画の方針は、県の方針と同様に土地利用や施設整備、環境保全に関する方向性を示します。その際、都市計画区域以外の地域や、都市計画決定をしていない施設についても必要に応じて検討するなどの、柔軟な対応が可能です。

また、審議会、アンケート、パブリックコメントなど、意見を反映させる機会を多く提供することで、町民にとって身近な問題への取り組みを充実させることができます。

	佐賀県	みやき町
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的な視点 ・近接する区域(鳥栖・佐賀東部)とのバランス ・県全体のフレーム 	<ul style="list-style-type: none"> ・町の一体的な発展 ・開発と保全のバランス ・町の目標人口
主な検討内容	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域、準都市計画区域 ・都市施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域、準都市計画区域+検討が必要なエリア ・都市施設(必要に応じて都市計画以外を含む)

都市計画を定めるメリット

本町で都市計画を検討することにより、以下の点で良好なまちづくりにつながります。

- 総合計画よりも踏み込んだまちづくり整備方針
- 規制、誘導による土地利用のコントロール
- 建築確認などにより、安全、快適な居住環境の形成

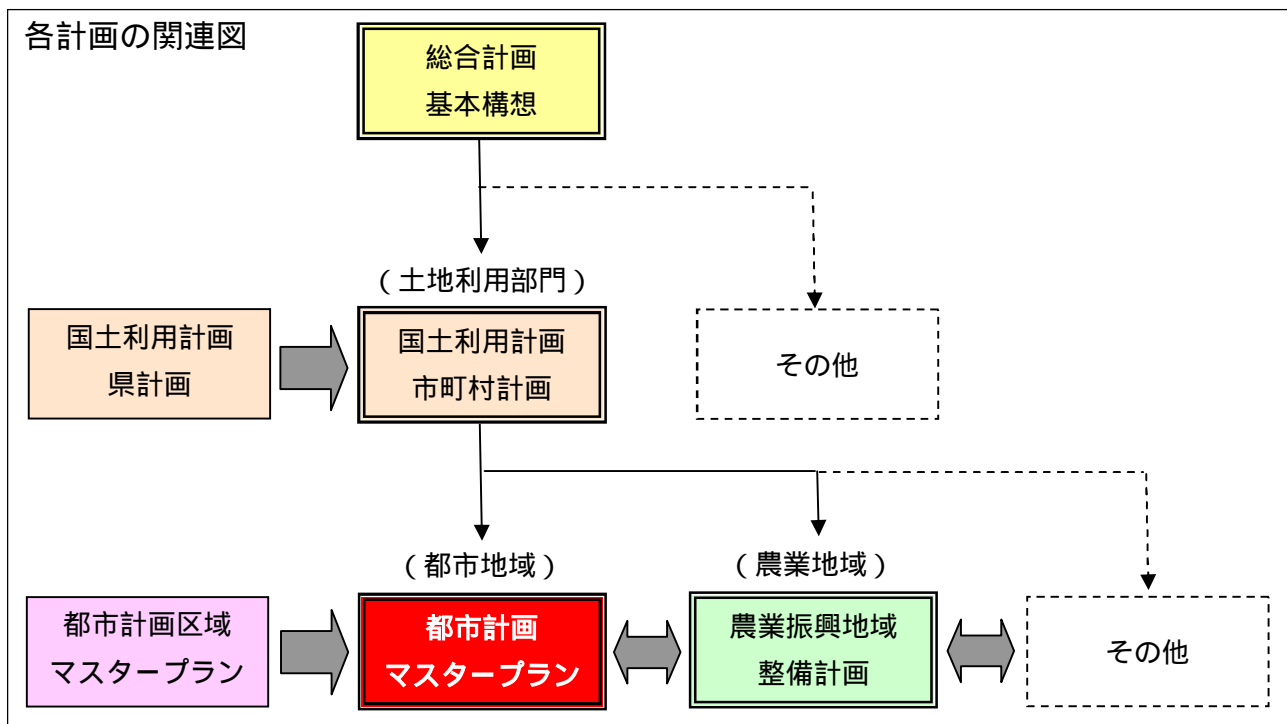
まちづくりの課題

まちづくりの基本方針

全体構想

地域別構想

計画の推進について



1

まちづくりの課題

(1) 市街地の形成に関する課題

人口の減少

これからの人口減少時代において、町からの流出を抑え、流入を促進するために、住民サービスの向上や企業誘致、適切な宅地の供給などが必要になると考えられます。その際に、開発を許容、促進するエリアの設定などを検討する必要があります。

開発動向

農地の転用などによる開発は、町内のいたるところで行われる可能性があります。そのため、道路や下水道など都市施設の効率よい整備やサービスの提供を考慮した、住宅や商業などの機能集積が必要となります。

(2) 都市基盤整備に関する課題

町内及び近隣都市へのアクセス向上

本町は、久留米市や鳥栖市などの都市に近いという利点があるにもかかわらず、そこに向かう交通利便性が低いという課題があります。また、町内における公共交通などによる移動の利便性についても、不満に感じている町民が多く、交通アクセスの向上が必要となっています。

南北方向の主要な都市軸の形成

町内の道路については、東西方向に国道などが整備されているものの、町を南北に縦断する道路が充分でなく、町内の移動の円滑化のためには南北方向の幹線道路が必要となっています。

下水道等の居住環境整備

これまでは、各地域で異なる整備方策により居住環境の整備を行ってきましたが、今後は、町の一体的な発展を見据えたうえで、各地域の実情に応じた下水道等の整備が必要となります。

(3) 自然環境保全に関する課題

農地の保全

農業振興地域などの規制によって良好な農地が保全されてきたものの、今後、無秩序な転用が行われる可能性もあるため、適切なコントロールが必要です。

山林、河川の保全

緑豊かな山林や河川は、町の貴重な資源ですが、その荒廃や不法投棄などが近年問題となっており、適切な保全、活用が必要です。

(4) その他の課題

町民の参加によるまちづくり

これからも、町民の意見を踏まえたまちづくりを進めていくことが望まれるため、すべての町民が参加できる手法について検討する必要があります。

安全なまちづくりへの取り組み

町民から対応が望まれている施策に、防犯灯や街路灯の整備、交通安全、医療・福祉の充実が挙げられており、これらの適切な整備・配置や、施設へのアクセス向上について検討する必要があります。



2 まちづくりの基本方針

(1) 都市づくりの理念と目標

「第1次みやき町総合計画」では、「WA!WA!WA! ~はつらつのびる交流新都~」を基本理念に設定しました。

話 和 輪
WA! WA! WA!
~ はつらつのびる 交流新都 ~

都市計画マスタープランでは、これを踏まえて都市整備のイメージを加えた理念を設定します。

自然と調和する 暮らしとふれあいの まちづくり

(2) 将来フレーム

目標年次

目標に向けてまちづくりをすすめていくためには、これからも多くの時間と労力が必要となります。そのため、計画策定にあたっては、中長期的な視点が必要であり、本計画の目標年次をおよそ20年後の平成40年(2028年)と設定します。

ただし、社会・経済情勢の著しい変化等が生じた際には、必要に応じて適宜見直しを行います。

計画の目標年次:平成40年

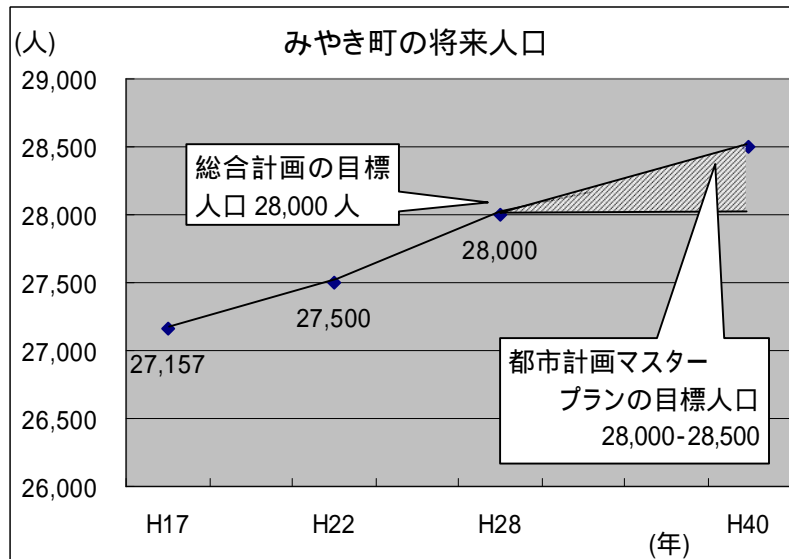
将来人口

本町の人口は、27,157人(平成17年国勢調査)となっています。今後は、優良な農地や豊かな自然を保全しながらも、大都市圏に近い立地条件や交通利便性を活かし、積極的な土地利用を図ることにより、人口増加を目指します。

このため、本計画では、「第1次みやき町総合計画」で設定した将来人口(平成28年に28,000人)を踏まえ、その後の社会情勢の変化を考慮し、平成40年に28,000～28,500人と設定します。

(単位:人)

	H17	H22	H28	H40
総合計画	(27,157)	27,500	28,000	-
都市計画 マスタープラン	-	(27,500)	(28,000)	28,000～28,500

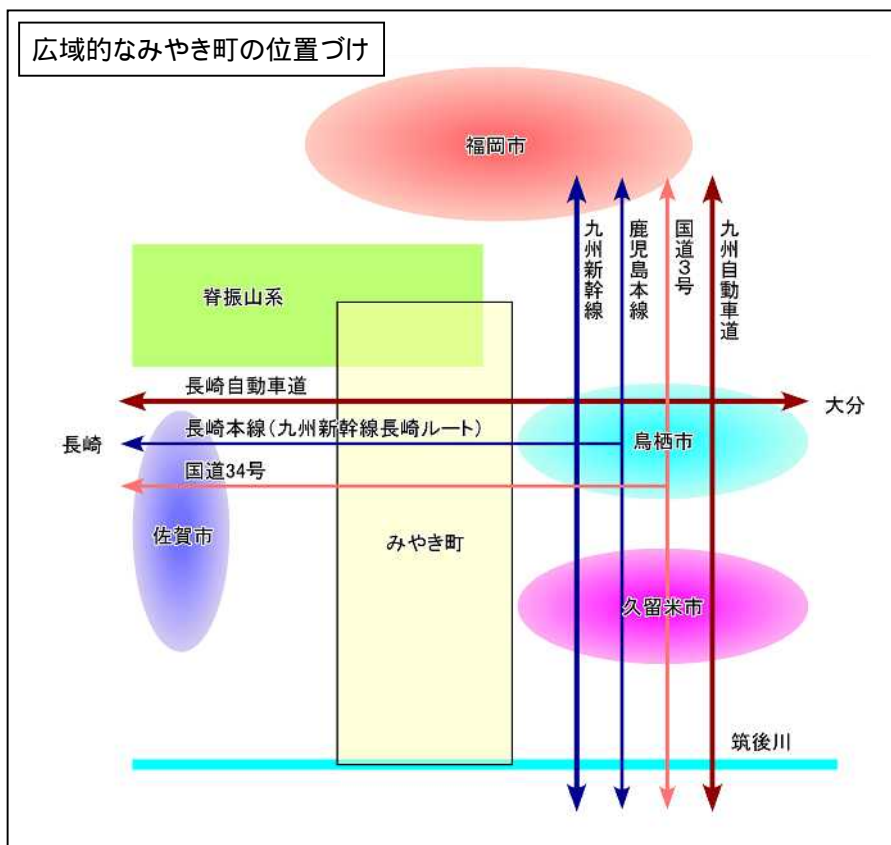


目標人口:28,000～28,500人(平成40年)

(3) 将来都市構造

広域的観点からの都市構造のあり方

本町は、鳥栖市や久留米市に隣接するだけでなく、長崎自動車道や九州自動車道、国道3号などを利用することで、福岡都市圏まで約1時間でアクセスが可能です。今後、九州新幹線(鹿児島ルート、長崎ルート)の整備が進められることにより、更なる発展が期待されます。



そのため、本計画は、隣接する周辺都市をはじめ、広域的な視点から考える必要があります。

広域的視点から見たみやき町の構造

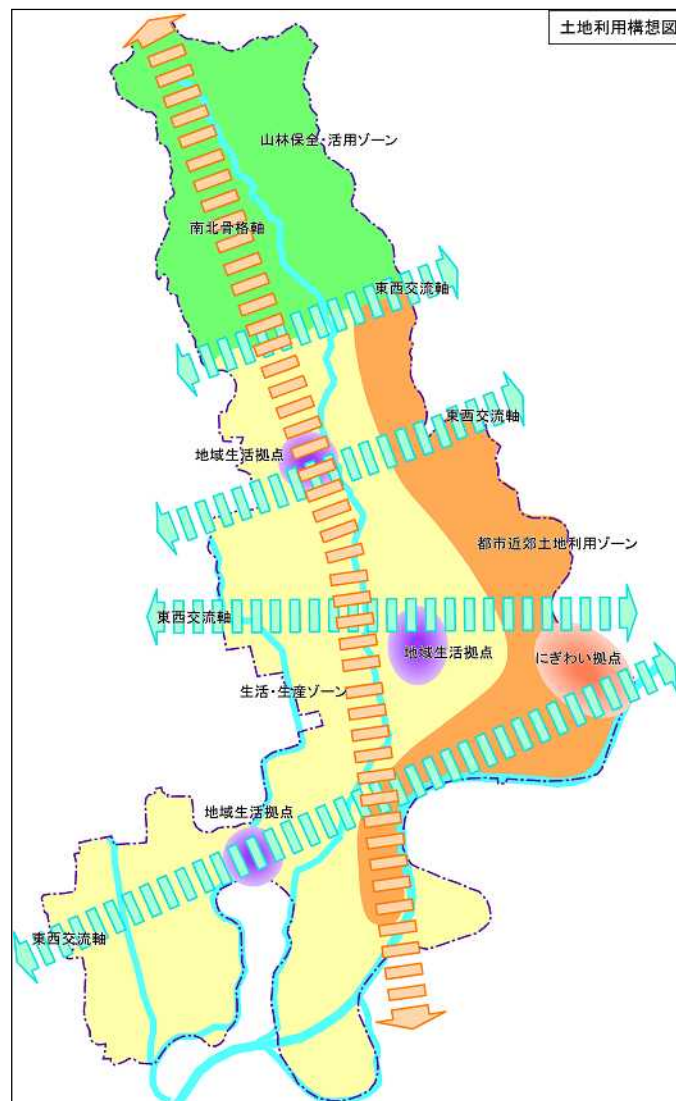
- 北部は脊振山系の豊かな緑地
- 東部は鳥栖市、久留米市からの連続した市街地
- 中央部から西部は、農地と住宅の共生する集落
- 道路や鉄道の利便性活用による市街地

将来都市構造

町を構成する土地利用や施設の位置などから、本町の将来の姿を概念図として示します。

「第1次みやき町総合計画」において将来都市構造が示されており、都市計画マスタープランにおいても、この将来都市構造を目指します。

土地利用ゾーン	生活・生産ゾーン	緑豊かな田園風景を保ちつつ、住宅地開発などを適切に推進するゾーン
	山林保全・活用ゾーン	脊振山系丘陵部の森林の保全に努めるゾーン
	都市近郊土地利用ゾーン	都市に隣接する立地性を活かし、適正な宅地化の誘導に努めるゾーン
拠点	地域生活拠点	各種行政・福祉サービスの充実を図る拠点とし、各施設の連携を進める
	にぎわい拠点	商業・サービス業関連施設を適正に誘導し、町の新たな活力を生み出す拠点とする
主要な軸	南北骨格軸	町民の交流・連携を促進するとともに、広域的な、文化・経済など交流を促進する軸
	東西交流軸	鳥栖市や久留米市、佐賀市方面など、都市圏との交流・連携を支える軸



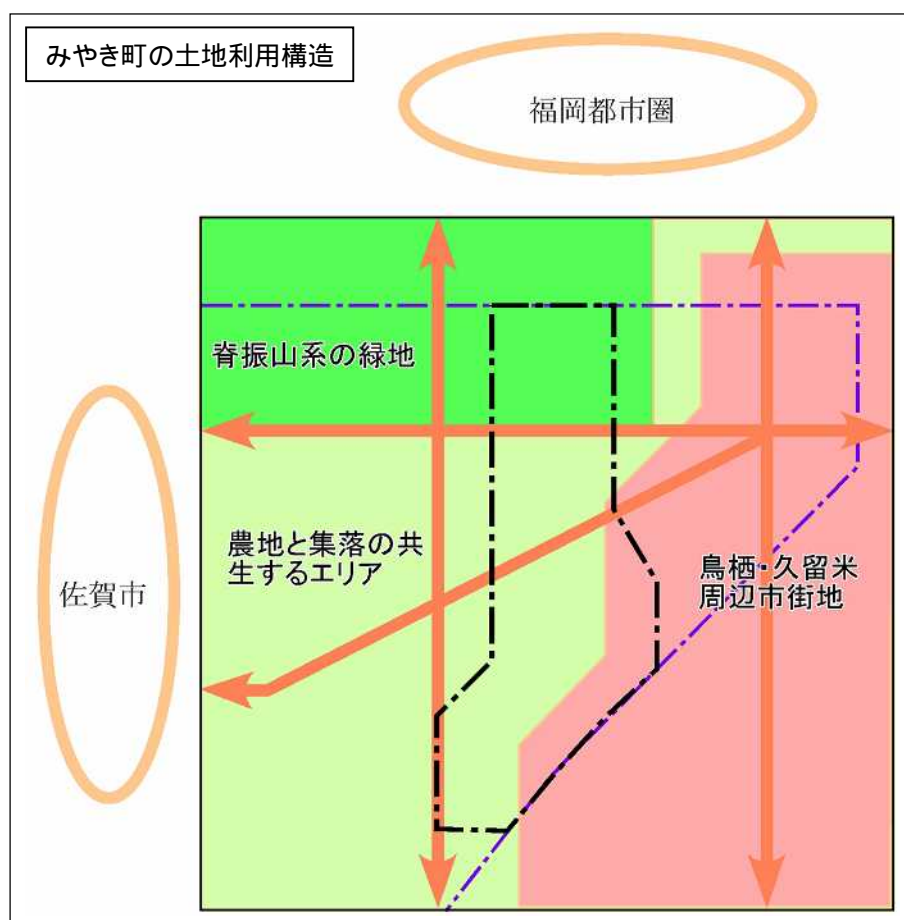
3 全体構想

(1) 土地利用方針

広域的観点からの土地利用のあり方

前項の都市構造と同様に、周辺都市との連続性や交通網など、広域的視点から本町の土地利用を考えます。

基本となる土地利用構造は、将来都市構造や地域の特性を踏まえると、下図のように示されます。



隣接都市との連続性を踏まえた、みやき町の土地利用構造

中央部から西部にかけての田園・集落

鳥栖市、久留米市からの連続する市街地

北部の脊振山系の豊かな緑地

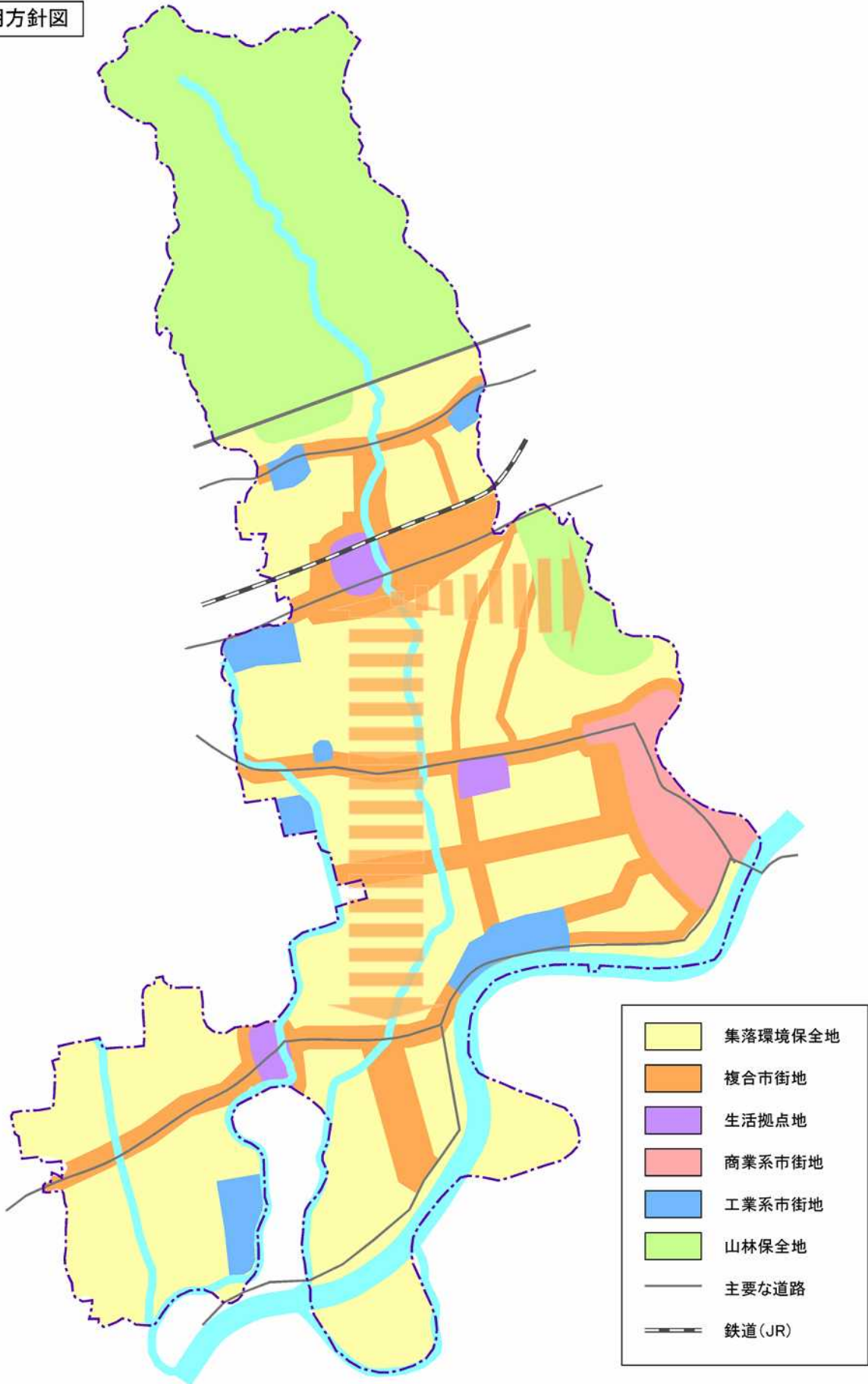
土地利用ゾーンの配置及び土地利用の方向

ゾーン	位置	土地利用の方向
集落環境保全地	中央部 (他の土地利用を除くほとんどの地域)	住宅と農地が共存する地域。 町の基幹産業である農業を支える優良な農地を、無秩序な開発から守るため、農業振興施策等との連携により農地の保全に努めるとともに、集落においては、良好な居住環境の形成を図る。
複合市街地	東側の鳥栖市、久留米市に近接する地域や幹線道路沿道	田園風景を保ちつつも、立地条件を活かした緑豊かでゆとりのある宅地の整備を誘導する。 近隣都市への通勤・通学の利便性などを活かし、町外から移り住んでくる人の居住ニーズに対応できるような住宅地づくりを進める。
生活拠点地	庁舎、教育施設などの集積する町内の拠点	公共施設が立地する庁舎等周辺においては、周辺環境に配慮しながら、地域住民の利便性向上のための施設の集積や景観形成を図る。 あわせて、施設へのアクセス道路の整備による交通利便性の向上、歩道やオープンスペースの整備などを推進する。
商業系市街地	東側の町境界付近	鳥栖市、久留米市に近接する立地条件を活かし、周辺環境に配慮しながら、沿道型店舗などの立地を進め、地域住民の利便性向上と広域的商業の集積により賑わいの形成を図る。
工業系市街地	幹線道路沿道	町の産業振興に向けて、企業誘致を推進するため、集落や農地への影響に配慮しながら、交通利便性を活かした工業用地を確保する。
山林保全地	長崎自動車道より北側のエリアなど	緑豊かな環境を保全し、レクリエーションや環境保全機能を活かすため、山林の適切な維持・保全を行う。

宅地等の整備が想定される地区においては、都市計画区域における地区計画や土地区画整理事業などの整備手法の適用も検討します。

また、本町の広い区域が農業振興地域に指定されているため、関連施策との連携を図りながら、適切な土地利用を推進します。

土地利用方針図



まちづくりの課題

まちづくりの基本方針

全体構想

地域別構想

計画の推進について

(2) 交通体系整備方針

道路網の形成

町内に整備される主要な道路を、その役割から3つに区分し、その整備の方向性を示します。

道路整備の方向

道路区分	整備の方向
広域幹線道路	国道34号、264号、385号については、国、県との連携を図りながら、交通の円滑化に向け、交差点の改良や歩道の整備を進める。 主要地方道北茂安三田川線、佐賀川久保鳥栖線、諸富西島線についても、広域交通を担う重要な路線であり、同様に整備を推進する。
町内幹線道路	町内各地を結び、近隣都市へのアクセスを担う一般県道神埼北茂安線、市武諸富線などについては、広域幹線道路を補完し、町内のネットワークを形成する道路として、拡幅や道路機能の維持を図る。また、南北軸となる道路とそれに接続する道路については、新たな整備を検討する。
主要生活道路	町道など、町民の日常生活に必要な道路については、子供から高齢者まで安全に通行できるよう、幅員の確保、段差の解消などに努める。

新たな広域交通拠点との連携強化

九州新幹線の新鳥栖駅やJR久留米駅への利便性を向上させるため、国道34号・264号及び主要地方道北茂安三田川線・佐賀川久保鳥栖線・諸富西島線等によるアクセスの確保に努めます。

町の北側を通る長崎自動車道については、東脊振IC等への利便性を向上させるためのアクセス確保について検討を行います。

都市軸を形成する南北縦断・東西軸の強化

町内交通においては、地域間のネットワーク及び近隣都市へのアクセスの不便さが問題となっていることから、北部地域から中部地域、南西部地域を結ぶ南北軸の強化を図ります。

整備にあたっては、既存の幹線道路などを活用しつつ、東西方向の幹線道路との連携強化を図ります。

公共交通の利便性向上

中原駅周辺の整備

中原駅については、通勤・通学による利用の増進を目指し、駅前空間の確保や、バスとの接続などの利便性向上に努めます。更に高齢者なども安全に利用できるよう、バリアフリー化を推進します。

バス交通の利便性向上

町内に運行されている路線バスについては、町民の利用拡大に向け、便数の確保などに努めます。更に、今後の高齢化社会に対応した、新たな交通手段についても、町民の要望や導入効果などを踏まえた検討を行います。

その他

バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

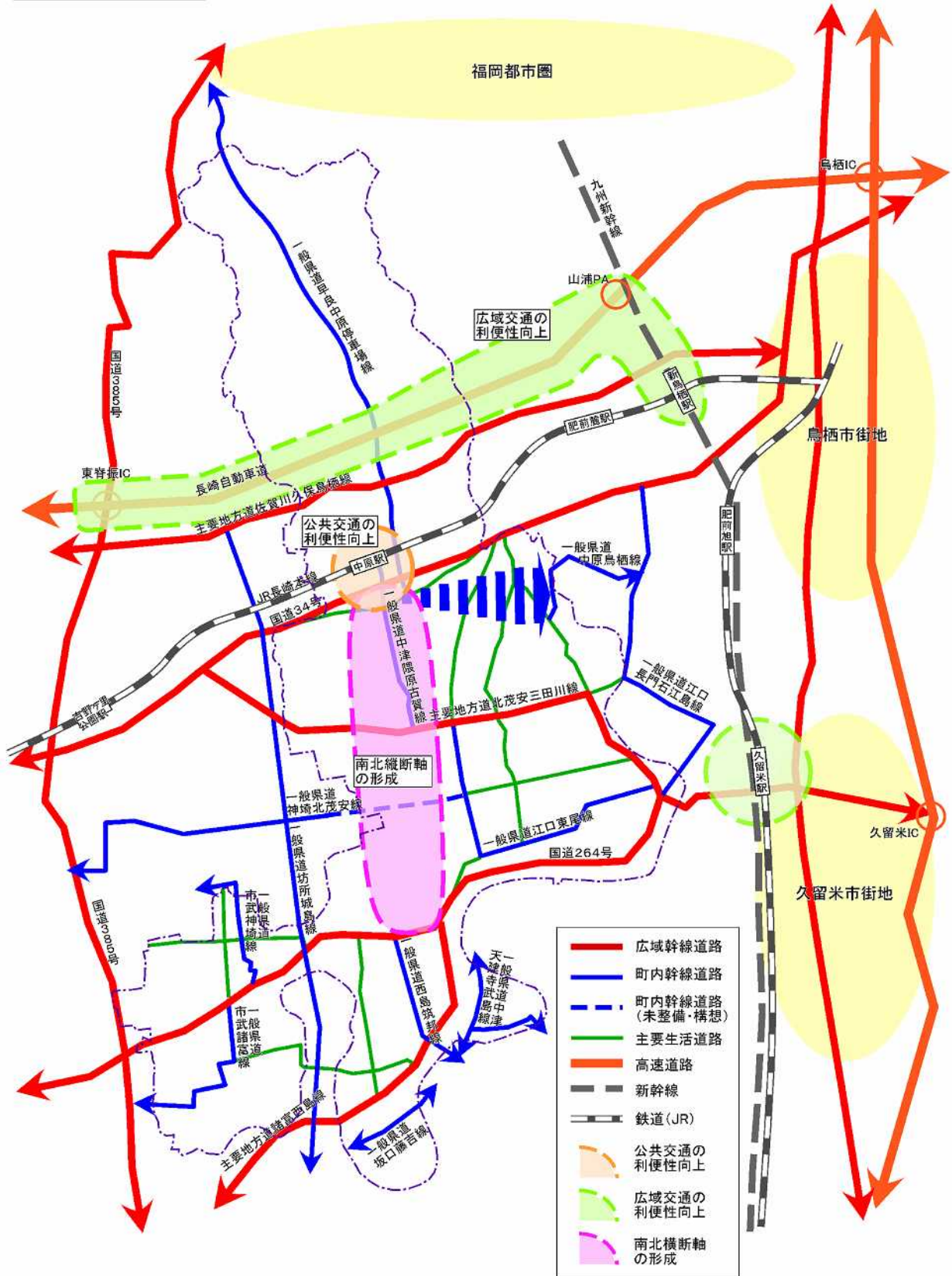
高齢者、障がい者、子供などが安心して通行できるよう、道路における歩道の設置や段差の解消、交差点の改良などを推進します。駅やバス停及び公共施設周辺や車両などにおいては、高齢者・障がい者等の利用に配慮した、バリアフリー化を推進します。

沿道景観形成

主要な幹線道路の沿道においては、建築物が周辺の自然や集落等と調和するよう、景観形成を推進します。



交通体系整備方針図



まちづくりの課題

まちづくりの基本方針

全体構想

地域別構想

計画の推進について

(3) 公園・緑地等の整備・保全方針

公園緑地等の配置

公園緑地の配置

町内にある公園や緑地については、それぞれの規模や機能を踏まえた整備・保全に努めます。

緑と水のネットワークづくり

町内の主要施設や公園、河川、及び幹線道路や農道などが連携した散策路を整備し、緑豊かで良好な歩行者空間を確保します。

整備方針

広域的な公園等の整備・充実

中原公園については、スポーツ・レクリエーションの拠点として、町民の憩いと安らぎ、交流の場となるよう施設の維持・保全に努めます。また、町内の主要な公園についても、適切な維持・管理を行うとともに、公園へのアクセス道路や河川を活用したネットワークの形成を行います。

身近な公園の確保

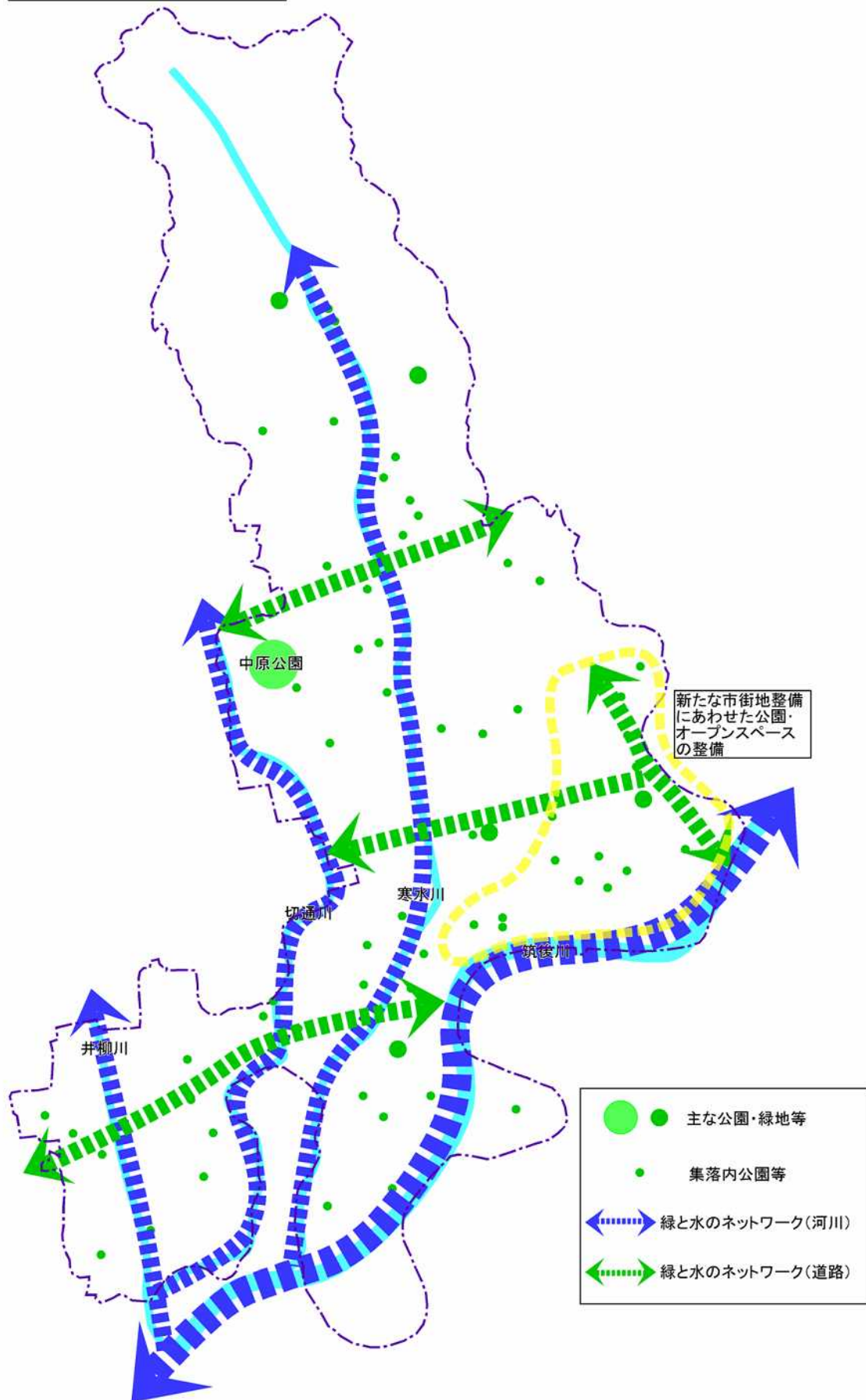
町内各地に集落内公園等が整備され、町民の身近なオープンスペースとして親しまれており、引き続きこれらの保全・活用に努めます。また、今後整備が進められる新たな市街地などにおいては、公園やオープンスペースを確保します。

自然に親しむ里山づくり

町の北側に広がる脊振山系の森林を保全するとともに、自然学習やレクリエーションに活用します。また、地域住民との協働による緑の管理体制の構築を検討します。



公園緑地等整備・保全方針図



まちづくりの課題

まちづくりの基本方針

全体構想

地域別構想

計画の推進について

(4) 河川・下水道等の整備方針

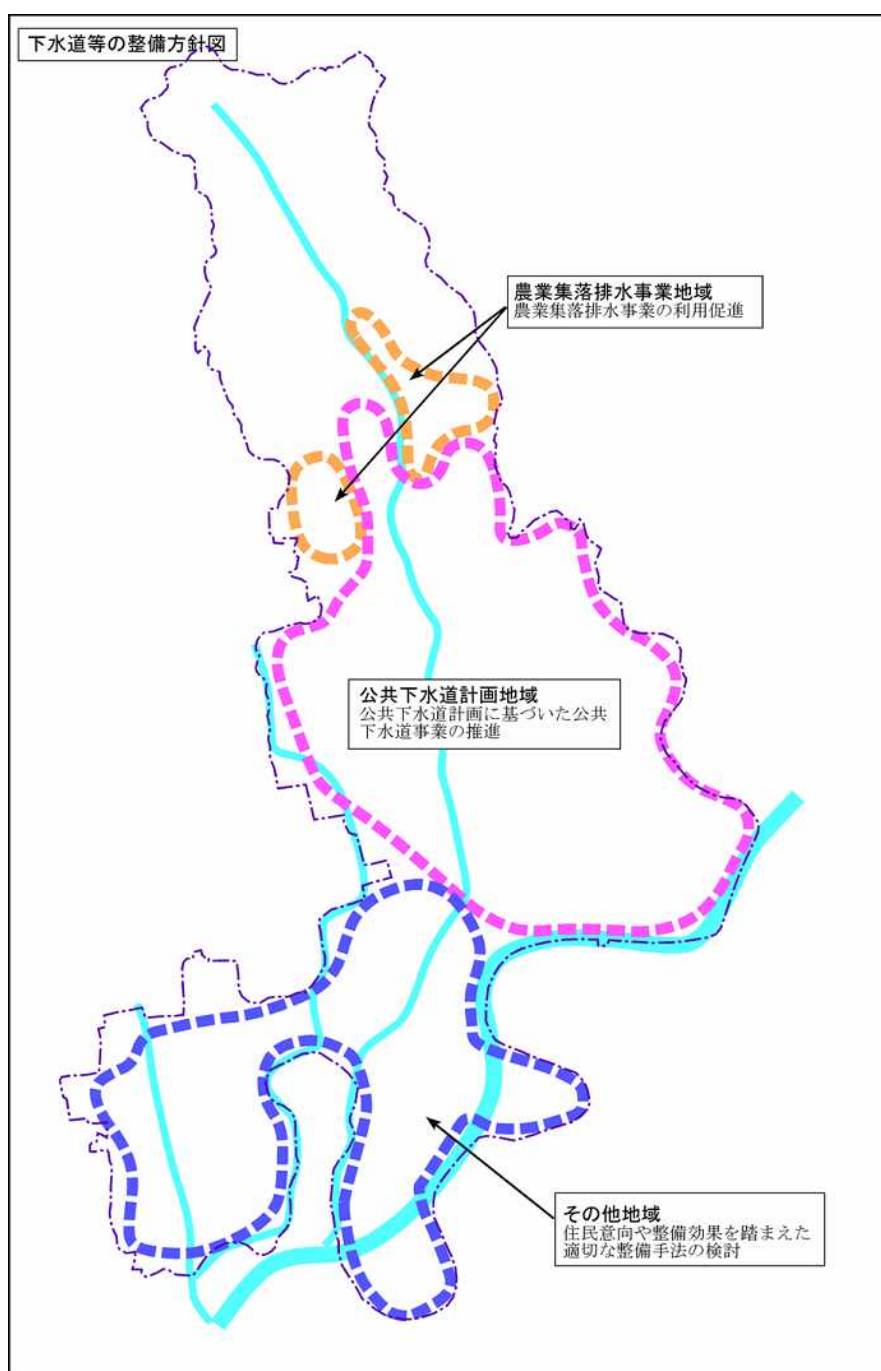
主要河川、水路の整備

災害防止や良好な生活環境の実現のため、寒水川、切通川などの河川を適切に改修、管理するとともに、集落周辺の水路の整備を推進します。

下水道等の整備方針

集落地における下水処理の推進

地域ごとの整備状況、整備手法を踏まえ、効率的な下水処理を行うように、下水道整備計画の推進を図ります。



(5) 安心・安全のまちづくり方針

集落・市街地における安全性の確保

集落においては、建物の耐震性の向上や不燃化を促進し、震災等に対応した安全なまちづくりを推進します。

防災・防犯体制の強化

災害時に対応した情報収集・情報伝達機能の強化や地域防災活動の拠点となる避難場所(学校、公園等)の整備、充実を図ります。また、町民と関係機関が一体となった地域ぐるみの防災・防犯体制を確立します。

高齢者、障がい者にやさしいまちづくり

町内の主要な公共施設や、駅、バスの停留所、主要な道路などについては、通行者や施設利用者の実情を踏まえバリアフリー化を促進します。

歩行者の安全に配慮したまちづくり

国道などの広域幹線道路においては、歩道の確保や交差点の改良など、歩行者が安全、快適に通行できる空間づくりを推進します。

通学路においては、子どもの通学環境等の安全性に配慮し、必要に応じて歩道や防犯灯を設置するなど、歩行者、自転車利用者のための整備、改善を推進します。



(6) 景観形成方針

田園景観の形成

豊かな農地と住宅が共存する田園景観は、本町を代表する景観です。

無秩序な開発から農地を守るとともに、北部の丘陵地への眺望や河川、歴史資源などの景観資源を活用するなど、農地と住宅地が調和した良好な景観を形成します。

市街地景観の形成

新たな開発が期待される地域については、周辺の農地や集落に配慮した整備、開発を行い、敷地周辺の緑化や建築物の形態などに配慮するよう、地区計画などの導入を検討します。

交流による町の発展を目指す一環として、来訪者の誘導を図るため、国道などの広域幹線道路沿道や駅周辺などについては、案内表示の充実や屋外広告物の規制・誘導などを行い、町のシンボリックな景観を形成します。

丘陵地の景観形成

北部の丘陵地には、豊かな森林と棚田による景観が形成されており、多様な生物が生息する空間ともなっているため、集落との調和を図りながら適切な保全・活用を図ります。

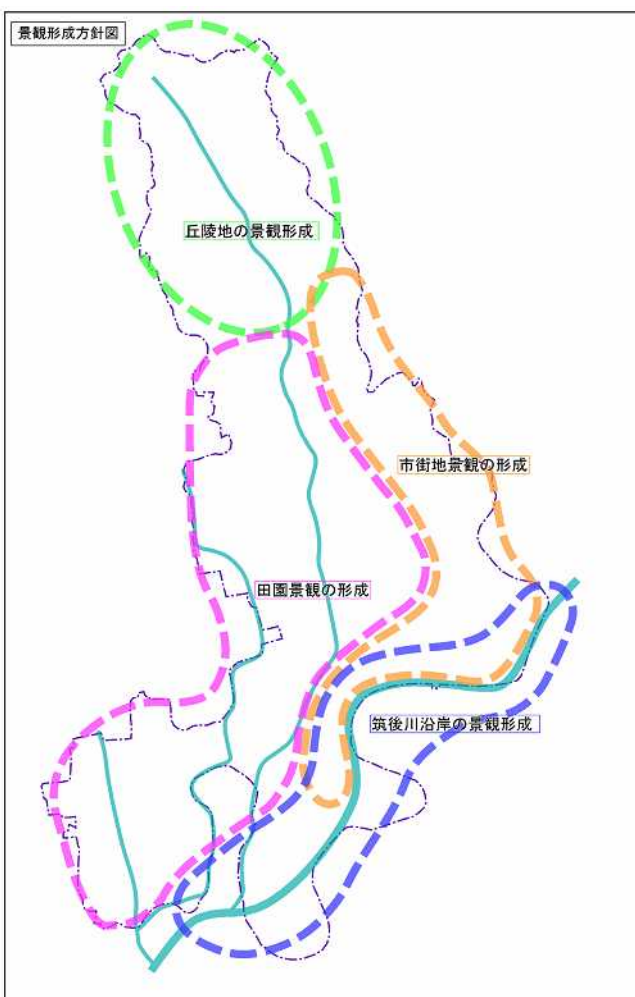
筑後川沿岸の景観形成

筑後川沿岸は、水辺空間の眺めと北部の丘陵地への眺望を確保し、周辺市街地と河川が調和した景観づくりを図ります。

景観形成に向けた啓発、町民参加

農地や森林、河川などは、町の重要な資源として保全・活用するため、町民参加による清掃や水質浄化運動などを行っています。また、これにより環境への関心を高め、町民が親しみを持てる田園景観、河川景観の創出を図ります。

今後の河川改修等においては、周辺景観と調和した親水性のある修景整備を推進します。



(7) 住宅地整備の方針

町内には優良な農地の広がる地域や、隣接都市への利便性向上により開発可能性の高い地域などが存在しています。

本計画や「第1次みやき町総合計画」などに示される町の将来像の実現に向けて、今後、適切な規模の住宅地が必要となります。そのため、地域の実情を踏まえ、農地などの周辺環境に配慮した住宅地の整備が必要となります。

既存集落における住宅地整備

集落においては、既存の住宅や農地、水路や森林などを活かし、一体性のある住宅地の整備を図ります。

整備にあたっては、空き地、空き家の活用を行うとともに、道路や公園、下水道等の整備計画とあわせた住宅地を形成します。

複合市街地における住宅地整備

町の東側や幹線道路沿道においては、住宅と農地、商業施設等が調和した良好な住宅地の形成を図ります。

道路整備等にあわせて、新たな建築物が多くなることも想定されるため、地区計画等による規制・誘導を行います。

商業系市街地における住宅地整備

鳥栖市、久留米市の市街地に隣接する地域については、隣接都市と連続する市街地を形成し、交通利便性を活かした商業地の形成を図ります。

整備にあたっては、周囲と調和した景観を形成し、ゆとりある空間を形成するため、地区計画等による建築物の規制・誘導を行いながら整備を行います。

生活拠点地における住宅地整備

生活拠点地においては、公共施設、住宅地、農地等と調和した緑豊かで良好な地域を形成するため、一体的な住宅市街地の形成を図ります。



4 地域別構想

(1) 地域別構想とは

地域別構想策定の目的

地域別構想は、全体構想で定めたまちづくりの方針を具体的に展開するために、本町をいくつかの地域に分けて、地域の特色を活かした、より身近なまちづくりの目標や方針を明確にするものです。

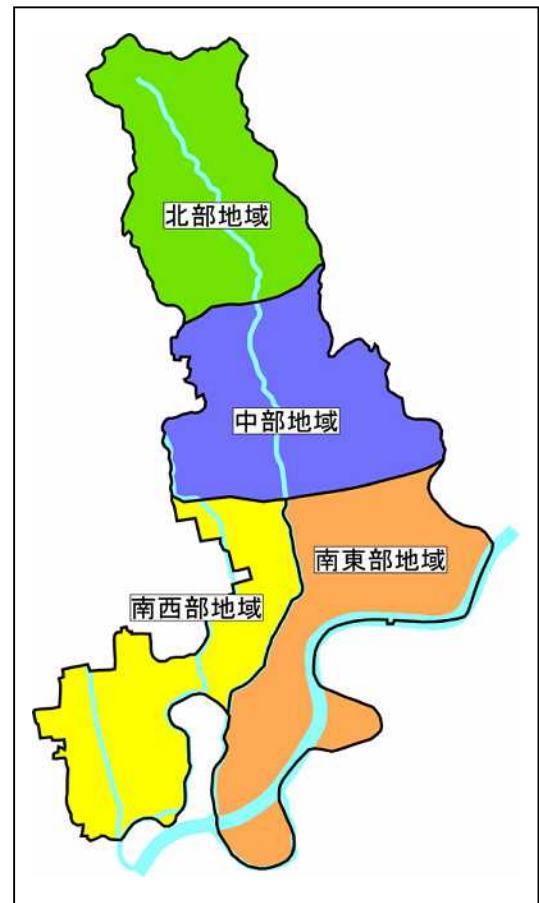
全体構想で示す目標を実現するためには、町民主体によるまちづくりの取り組みが有効に機能する地域レベルで、実際のまちの特性や条件などを見ながら、よりきめ細かな対応をしていく、地域別まちづくりが必要です。

地域別構想の目的は、地域レベルで具体的なまちづくりの方向性を提示することであり、これにより、町民等と町は、各地域についての認識を共有し、それぞれの課題に対応しながら地域別まちづくりに取り組むこととなります。

地域区分

都市計画マスタープランの地域区分にあたっては、生活圏や歴史的なつながり、また共通の文化、自然環境にもとづき、地域としての一体性やまとまりを考慮した上で、町民にも分かりやすいものとする必要があります。

区分にあたっては、国土利用計画の地域区分と同様に、地理的条件や特徴及び社会的・経済的条件等を勘案して、「北部地域」、「中部地域」、「南東部地域」、「南西部地域」の4つの地域に区分します。



(2) 北部地域

2 - 1 . 地域の状況

本地域は、本町北部の主要地方道佐賀川久保鳥栖線以北に位置し、脊振山系に連なる山林地域とその山麓平野からなり、寒水川流域の傾斜地から平坦地にかけて水田や畑が点在し、そこに市街地や農村集落が形成されています。

南部の山麓部には長崎自動車道、主要地方道佐賀川久保鳥栖線が東西に走っており沿道及びその周辺に集落が形成されています。

また、一般県道早良中原停車場線が寒水川沿いに南北に走り、緑豊かな山林の中を通過して福岡県那珂川町につながっています。



(単位:人、世帯)

	北部地域(A)	町(B)	構成(A/B)
人口	886	26,850	3.3%
世帯	317	9,112	3.5%

(住民基本台帳:平成 21 年 1 月末現在)

2 - 2 . まちづくりの方針

本地域は、貴重な山林、山麓地域で構成され、豊かな自然の保全が求められています。豊かな自然を保全しながら、憩いの場や観光資源として活用を図ります。

長崎自動車道以南においては、準都市計画区域の指定による各種規制や誘導方策を適用します。

将来的には町の一体的な発展に向けた、開発と保全のバランスの取れたまちづくりを推進するため、都市計画区域の設定を検討します。

2 - 3 . まちづくりの重点施策

土地利用方針

集落環境の保全

既存集落においては、生活基盤の整備などによる居住環境の保全を図ります。また、宅地開発などにより、新たに住宅が立地する地区については、周辺環境と調和する良好な住宅地の形成を図ります。

取り組み

建築規制等に基づく良好な居住環境の形成

交通体系整備方針

南北を結ぶ主要な道路の整備

地域間の交流促進による町の一体的な発展と、福岡都市圏との交流による町の活性化を目指すため、町を南北に縦断する軸として、一般県道早良中原停車場線の整備について、検討を行います。

取り組み

一般県道早良中原停車場線の整備検討

公園、緑地等の整備方針

公園や自然などの緑の保全

グリーンパーク香田や寒水川山田水辺公園をはじめとした豊かな緑、美しい棚田や丘陵地の自然については保全を図りながら、自然体験や環境学習の場、観光資源としての活用を図ります。

取り組み

公園の適切な維持管理及びアクセス向上
緑豊かな山林の保全と憩いの空間としての活用

河川、下水道等の整備方針

居住環境の保全

下水道等については、みやき町公共下水道計画に基づいた下水道事業を推進し、普及率の向上を図ります。

また、農業集落排水事業が整備されている地区においては利用の促進を図るとともに、計画区域外の汚水処理については、合併処理浄化槽整備事業による居住環境の向上を推進します。

取り組み

下水道等の整備・利用促進

景観形成方針

丘陵地景観の形成

豊かな森林や棚田等による景観が形成されており、鷹取山や寒水川、綾部神社などの景観資源を活用し、集落と調和した適切な保全・活用を図ります。

取り組み

緑豊かな田園や山林の景観保全・活用

住宅地整備の方針

建築物の規制や誘導

幹線道路沿いの地区では、周辺の農地や住宅、商業施設等が調和した良好な住宅地の形成を図ります。また、道路整備等とあわせて新たな建築物も多くなることが想定されるため、建築物の規制・誘導を行います。

取り組み

建築規制等に基づく良好な居住環境の形成



北部地域まちづくり方針図

まちづくりの課題

まちづくりの基本方針

全体構想

地域別構想

計画の推進について



南北を結ぶ主要な道路の整備

丘陵地景観の形成

公園や自然などの緑の保全

凡例		
● 庁舎	— 鉄道(JR)	■ 集落環境保全地
● 文化施設	— 高速道路	■ 複合市街地
● 教育・保育施設	— 広域幹線道路	■ 生活拠点地
● 保健・福祉・医療施設	— 町内幹線道路	■ 商業系市街地
● スポーツ施設(屋内)	— 町内幹線道路(未整備)	■ 工業系市街地
● その他公共公益施設	— 主要生活道路	■ 山林保全地
● 歴史・文化資源	— 生活道路	— 町境、地域境
■ 公園・緑地		
■ 体育センター		

(3) 中部地域

3 - 1 . 地域の状況

本地域は、本町の中部に位置し、北端を東西に走る主要地方道佐賀川久保鳥栖線と南端の主要地方道北茂安三田川線に挟まれた丘陵地や平坦地に水田や畑が広がり、そこに市街地や農村集落が形成されています。

中央部にはＪＲ長崎本線が東西に走り、ＪＲ中原駅を核とした本町の交通の中心地で、国道 34 号、主要地方道北茂安三田川線沿道及びその周辺で市街化が進んでおり、土地利用の適正な誘導が必要となっています。

(単位:人、世帯)

	中部地域(A)	町(B)	構成(A/B)
人口	14,546	26,850	54.2%
世帯	5,306	9,112	58.2%

(住民基本台帳:平成 21 年 1 月末現在)



3 - 2 . まちづくりの方針

本地域は、幹線道路沿道などにおいて商業や居住の市街化が進行しているため、周辺農地や地域の環境保全に努め、土地利用の適正な誘導をおこないます。

また、JR 長崎本線、国道 34 号、主要地方道佐賀川久保鳥栖線・北茂安三田川線が東西方向に通っており、交通利便性が高く、さらに長崎自動車道の IC や九州新幹線新鳥栖駅や JR 久留米駅などへのアクセスも良好であるため、町内外の交流促進に向けて交通利便性の向上を図ります。

都市計画・準都市計画区域の指定による各種規制や誘導方策を適用し、将来的には町の一体的な発展に向けた、開発と保全のバランスの取れたまちづくりを推進するため、都市計画区域の見直しを検討します。

3 - 3 . まちづくりの重点施策

土地利用方針

生活拠点地の形成

中原庁舎やＪＲ中原駅の立地する地区は、各種公共施設が集積しているため、公共サービス機能の向上や定住促進に向けた土地利用の誘導を検討します。

取り組み

- 公共サービス機能に対応した土地利用
- 交通利便性を活用した定住促進
- 交通アクセスの向上

複合市街地の形成

鳥栖市と接する地区や国道 34 号、主要地方道佐賀川久保鳥栖線・北茂安三田川線など交通利便性の高い幹線道路沿道においては、商業サービスを充実させながら商業と住宅が調和する良好な市街地形成を誘導します。

取り組み

- 商業と住宅が調和する良好な市街地形成
- 緑化などによる良好な市街地形成
- 周辺の農地と調和した景観形成

工業系市街地の形成

鳥栖市と接する地区や国道 34 号、主要地方道佐賀川久保鳥栖線など交通利便性の高い幹線道路沿道においては、既存工業団地の拡充による新たな企業立地を促進し、雇用の場を確保します。

工業団地の整備にあたっては、道路等の安全性を確保するとともに、周辺の農地や集落と調和した景観を形成するため、敷地周辺の緑化等についても適正に誘導します。

取り組み

- 企業誘致の推進
- 周辺の農地と調和した景観形成
- 環境の保全

集落環境の保全

既存集落においては、生活基盤の整備などによる居住環境の保全を図ります。また、宅地開発などにより、新たに住宅が立地する地区については、周辺環境と調和する良好な住宅地の形成を図ります。

取り組み

- 建築規制等に基づく良好な居住環境の形成

交通体系整備方針

広域交通の利便性向上

JR長崎本線の利便性を高めるため、中原駅周辺において、ゆとりある駅前空間の形成や駅施設の利便性の向上を図ります。また、長崎自動車道や九州新幹線など広域交通へのアクセスの向上を図ります。

取り組み

- 駐車及び駐輪スペースの確保
- 鉄道と路線バスの利便性向上
- バリアフリー化の検討
- 新鳥栖駅、JR久留米駅へのアクセス確保
- 鳥栖IC、東脊振ICへのアクセス向上

東西方向の交通強化

鳥栖市と佐賀市を結ぶ東西方向の交通量が多くなっており、今後、地域の活性化により更なる交通量の増大が考えられるため、東西方向の連携を担う軸の強化として、主要地方道北茂安三田川線の整備推進とあわせ、一般県道中原鳥栖線の整備についても検討を行います。

取り組み

- 主要地方道北茂安三田川線の整備推進
- 一般県道中原鳥栖線の整備検討

南北縦断軸の形成

地域間の交流を促進し、町の一体的な発展を目指すため、町を南北に縦断する軸として、一般県道早良中原停車場線から南西部地域に向けた幹線道路の整備について推進します。

整備にあたっては、ルートを選定や安全性の確保などについて検討します。

取り組み

- 南北縦断道路の整備推進

公園、緑地等の整備方針

公園や自然などの緑の保全

中原公園は、地域住民だけでなく、全町民にとってスポーツ・レクリエーションの場として活用するため、施設の維持管理や利用者のアクセス向上に努めます。

取り組み

- 公園の適切な維持管理及びアクセス向上

河川、下水道等の整備方針

居住環境の保全

災害等から地域住民の生命や財産を守るため、寒水川の河川改修を推進します。整備にあたっては、地域住民にとって憩いの場となるよう、周辺環境に配慮した親水空間の形成について検討します。

下水道等については、みやき町公共下水道計画に基づいた下水道事業を推進し、普及率の向上を図ります。

また、農業集落排水事業が整備されている地区においては利用の促進を図るとともに、計画区域外の汚水処理については、合併処理浄化槽整備事業による居住環境の向上を推進します。

取り組み

河川改修の推進

下水道等の整備・利用促進

住宅地整備の方針

建築物の規制や誘導

幹線道路沿いの地区では、周辺の農地や住宅、商業施設等が調和した良好な住宅地の形成を図ります。また、道路整備等とあわせて新たな建築物も多くなることが想定されるため、建築物の規制・誘導を行います。

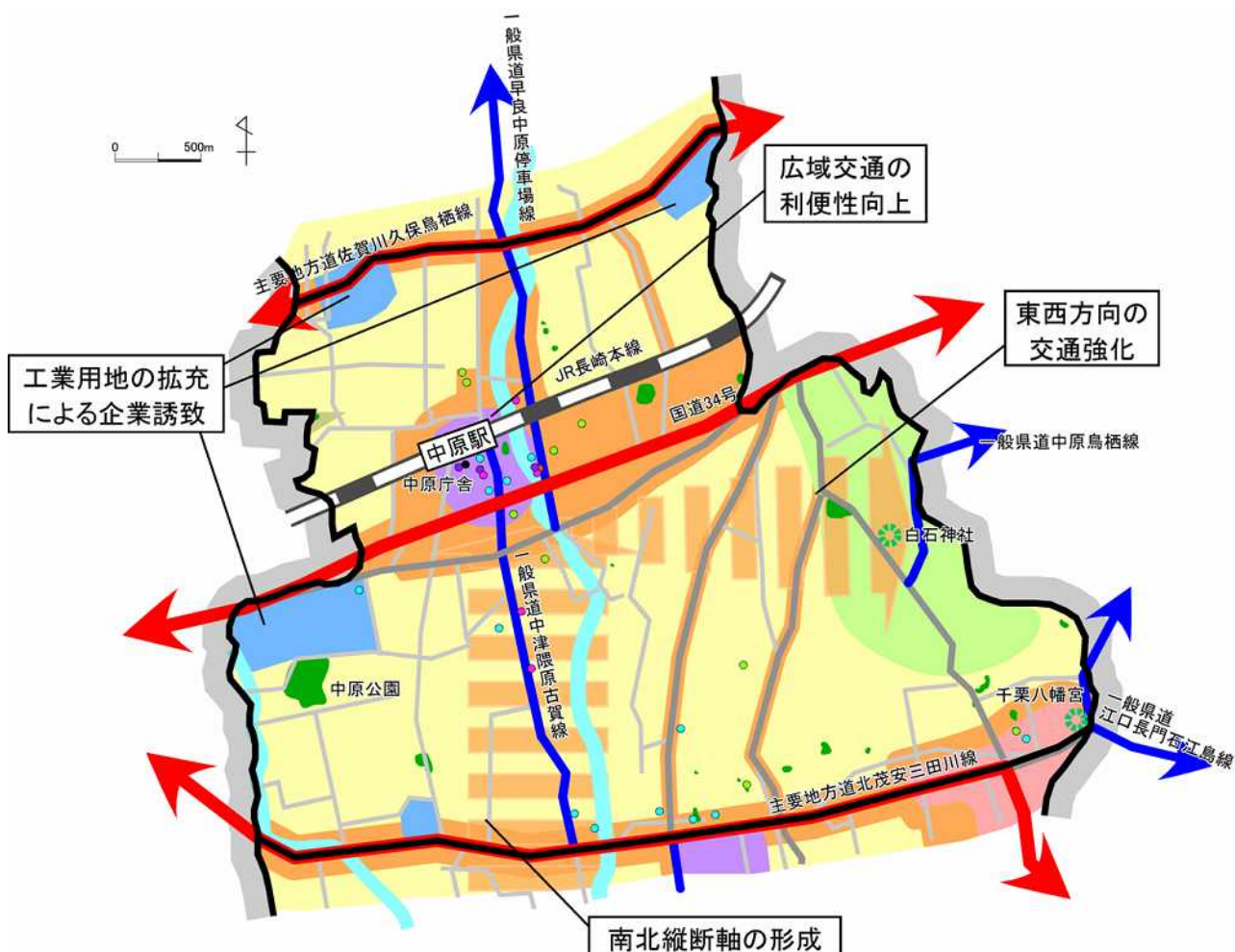
中原庁舎周辺では、公共施設、住宅地、農地等と調和した緑豊かで良好な地域を形成するため、一体的な住宅市街地の形成を図ります。

取り組み

建築規制等に基づく良好な居住環境の形成



中部地域まちづくり方針図



凡例		
● 庁舎	— 鉄道(JR)	■ 集落環境保全地
● 文化施設	— 高速道路	■ 複合市街地
● 教育・保育施設	— 広域幹線道路	■ 生活拠点地
● 保健・福祉・医療施設	— 町内幹線道路	■ 商業系市街地
● スポーツ施設(屋内)	— 町内幹線道路(未整備)	■ 工業系市街地
● その他公共公益施設	— 主要生活道路	■ 山林保全地
● 歴史・文化資源	— 生活道路	— 町境、地域境
■ 公園・緑地		
■ 体育センター		

まちづくりの課題

まちづくりの基本方針

全体構想

地域別構想

計画の推進について

(4) 南東部地域

4 - 1 . 地域の状況

本地域は、本町の南東部に位置し、北端を東西に走る主要地方道北茂安三田川線と南端の国道 264 号及び主要地方道諸富西島線、筑後川を隔てた久留米市との市町界並びに西端の寒水川に囲まれた広大な平坦地に水田が広がり、道路沿道に市街地や農村集落が形成されています。

みやき庁舎周辺に公共施設等が集積しているほか、国道 264 号、主要地方道北茂安三田川線の沿道に商業施設が立地するなど、市街化が進んでおり、土地利用の適正な誘導が必要となっています。

(単位:人、世帯)

	南東部地域(A)	町(B)	構成(A/B)
人口	4,461	26,850	16.6%
世帯	1,466	9,112	16.1%

(住民基本台帳:平成 21 年 1 月末現在)



4 - 2 . まちづくりの方針

本地域は、久留米市と接し、交通利便性の高い幹線道路沿道などにおいて、商業機能の立地や住宅地の整備による町の発展が期待される地域です。

整備にあたっては、都市計画区域や準都市計画区域の指定による各種規制や誘導方策の適用を行うとともに、道路や公園などの整備を進めます。

さらに、将来的には町の一体的な発展に向け、開発と保全のバランスの取れたまちづくりを推進するため、都市計画区域の見直しを検討します。

また、町内のネットワーク強化を図るため、交通の不便な地域への新たな交通体系について調査・検討を行います。

4 - 3 . まちづくりの重点施策

土地利用方針

生活拠点地の形成

みやき庁舎を中心とする地区については、各種公共施設などが集積しているため、地域住民への公共サービス機能の向上を図るとともに、バリアフリー化の推進など安全性に配慮したまちづくりを推進します。

取り組み

公共サービス機能に対応した土地利用
バリアフリー化の推進

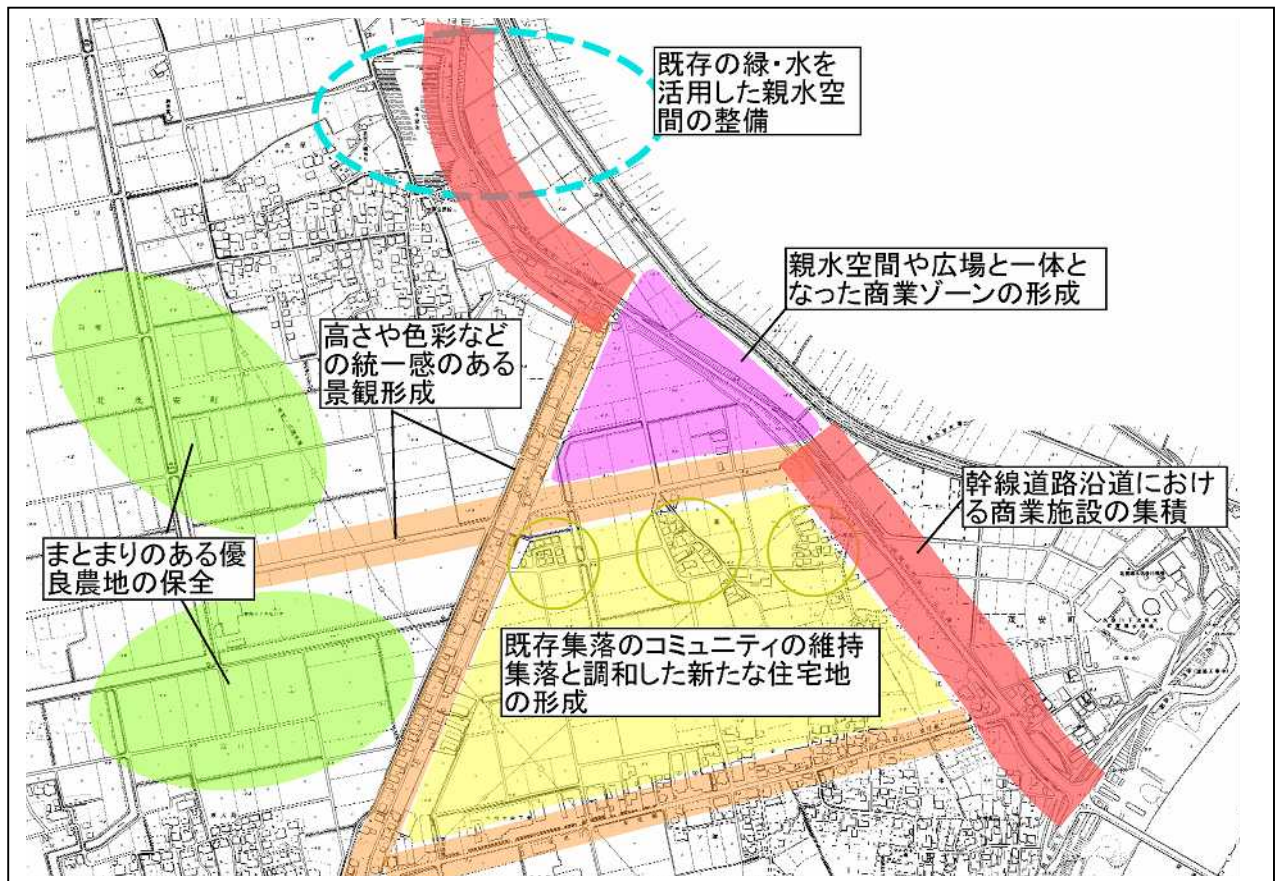
商業系市街地の形成

久留米市と接する地区や主要地方道北茂安三田川線などの幹線道路周辺は、町内や近隣都市からのアクセス利便性を活かした沿道商業施設の集積が進んでいることから、適正に開発を誘導し、地域住民の生活利便性の更なる向上を目指した商業機能の立地を促進します。

取り組み

活気と賑わいのある商業ゾーンの形成
商業サービス機能の適正な誘導

商業系市街地の整備イメージ



複合市街地の形成

久留米市と接する地区や国道 264 号及び一般県道西島筑邦線の周辺は、適正に開発や宅地化等を誘導することで、定住人口を確保し、商業と住宅が調和する良好な市街地形成を誘導します。

取り組み

- 商業と住宅が調和する良好な市街地形成
- 緑化などによる良好な市街地形成
- 周辺の農地と調和した景観形成

工業系市街地の形成

江口地区周辺の既存工業団地を拡充し、新たな企業立地の促進を図り、雇用の場を確保します。

工業団地の整備にあたっては、道路等の安全性を確保するとともに、周辺の農地や集落と調和した景観を形成するため、敷地周辺の緑化等についても適正に誘導します。

取り組み

- 企業誘致の推進
- 周辺の農地や集落と調和した景観形成
- 環境の保全

集落環境の保全

既存集落においては、生活基盤の整備などによる居住環境の保全を図ります。

また、宅地開発などにより、新たに住宅が立地する地区については、周辺環境と調和する良好な住宅地の形成を図ります。

取り組み

- 建築規制等に基づく良好な居住環境の形成

交通体系整備方針

東西方向の交通強化

鳥栖市、久留米市と佐賀市を結ぶ東西方向の交通量が多くなっており、今後、地域の活性化により更なる交通量の増大が考えられるため、東西方向の連携を担う軸の強化として、一般県道神埼北茂安線の整備着手に努めます。

取り組み

- 一般県道神埼北茂安線の整備促進

筑後川沿岸の利便性向上

筑後川沿岸へのアクセスと安全性を確保するために、主要地方道諸富西島線、一般県道中津天建寺武島線、一般県道坂口藤吉線等の利便性向上を図ります。

取り組み

堤防道路の整備推進

JR久留米駅へのアクセス確保

新たな交通体系の検討

筑後川を隔てた地域や交通アクセスの不便な地域については、地域住民の日常生活を支える新たな交通手段や体系について検討します。

取り組み

交通サービスのあり方に関する調査・研究

河川、下水道等の整備方針

居住環境の保全

災害等から地域住民の生命や財産を守るため、寒水川などの河川整備を推進します。整備にあたっては、地域住民にとって憩いの場となるよう、周辺の環境に配慮した親水空間の形成について検討します。

下水道等については、みやき町公共下水道計画に基づいた下水道事業を推進し、普及率の向上を図ります。

計画区域外については、現在までの基盤整備状況や整備効果、地域住民の意向を踏まえて整備方針を決定し、居住環境の向上に努めます。

取り組み

親水空間を取り入れた河川改修の推進

下水道等の整備・利用促進

下水処理のあり方に関する検討

景観形成方針

筑後川沿岸の景観形成

筑後川沿岸は、水辺空間の眺めと北部の丘陵地への眺望を確保し、周辺市街地と河川が調和した景観づくりを推進します。

取り組み

筑後川の眺望を活用した親水空間の形成

住宅地整備の方針

建築物の規制や誘導

久留米市と接する地区においては、住宅と農地、商業施設等が調和した良好な住宅地の形成を推進します。

整備にあたっては、周囲と調和した景観やゆとりある空間を形成するため、地区計画等による建築物の規制・誘導を行います。

取り組み

建築規制等に基づく良好な居住環境の形成



南東部地域まちづくり方針図



凡例		
● 庁舎	— 鉄道(JR)	■ 集落環境保全地
● 文化施設	— 高速道路	■ 複合市街地
● 教育・保育施設	— 広域幹線道路	■ 生活拠点地
● 保健・福祉・医療施設	— 町内幹線道路	■ 商業系市街地
● スポーツ施設(屋内)	— 町内幹線道路(未整備)	■ 工業系市街地
● その他公共公益施設	— 主要生活道路	■ 山林保全地
● 歴史・文化資源	— 生活道路	— 町境、地域境
■ 公園・緑地		
■ 体育センター		

まちづくりの課題

まちづくりの基本方針

全体構想

地域別構想

計画の推進について

(5) 南西部地域

5 - 1 . 地域の状況

本地域は本町の南西部に位置し、北端を東西に走る主要地方道北茂安三田川線及び南の久留米市との市町境並びに東端の寒水川に囲まれた広大な平坦地に水田が広がり、国道沿道市街地や農村集落が形成されています。

中央の三根庁舎周辺は本地域の中心地で、国道 264 号沿道を中心として市街化が進んでおり、土地利用の適正な誘導が必要となっています。

(単位:人、世帯)

	南西部地域(A)	町(B)	構成(A/B)
人口	6,957	26,850	25.9%
世帯	2,023	9,112	22.2%

(住民基本台帳:平成 21 年 1 月末現在)



5 - 2 . まちづくりの方針

本地域では、基幹産業である農業を継続するため、優良な農地を開発から守るとともに、良好な集落環境を形成するために生活基盤事業などを推進します。

また、国道 264 号・385 号、一般県道坊所城島線により、久留米市と接する地理的条件を活かした工業用地を確保し、町の活性化と定住促進を目指した住宅地の整備を進めます。

整備にあたっては、都市計画区域や準都市計画区域の指定による各種規制や誘導方策の適用により、良好な市街地形成を推進します。

さらに、将来的には町の一体的な発展に向け、開発と保全のバランスの取れたまちづくりを推進するため、都市計画区域の見直しを検討します。

5 - 3 . まちづくりの重点施策

土地利用方針

生活拠点地の形成

三根庁舎周辺は、幹線道路による交通利便性が高く、各種公共施設が集積しているため、公共サービス機能の向上や定住促進に向けた土地利用の誘導を検討します。

取り組み

公共サービス機能に対応した土地利用

複合市街地の形成

国道 264 号の沿線には、適正に開発や宅地化等を誘導することで、定住人口を確保し、商業と住宅が調和する良好な市街地形成を誘導します。

取り組み

商業と住宅が調和する良好な市街地形成

緑化などによる良好な市街地形成

周辺の農地と調和した景観形成

工業系市街地の形成

既存の三根西部工業団地の拡充、中津隈地区への新たな企業立地の促進を図り、雇用の場を確保します。

工業団地の整備にあたっては、道路等の安全性を確保するとともに、周辺の農地や集落と調和した景観を形成するため、敷地周辺の緑化等についても適正に誘導します。

取り組み

企業誘致の推進

周辺の農地や集落と調和した景観形成

環境の保全

集落環境の保全

既存集落においては、生活基盤の整備などによる居住環境の保全を図ります。

また、宅地開発などにより、新たに住宅が立地する地区については、周辺環境と調和する良好な住宅地の形成を図ります。

取り組み

建築規制等に基づく良好な居住環境の形成

交通体系整備方針

東西方向の交通強化

鳥栖市、久留米市と佐賀市を結ぶ東西方向の交通量が多くなっており、今後、地域の活性化により更なる交通量の増大が考えられるため、東西方向の連携を担う軸の強化として、一般県道神埼北茂安線の整備着手に努めます。

取り組み

一般県道神埼北茂安線の整備促進

南北縦断軸の形成

地域間の交流を促進し、町の一体的な発展を目指すため、町を南北に縦断する軸として、本地域から中部地域、北部地域に向けた幹線道路の整備推進や国道 385 号との連携強化を図ります。

整備にあたっては、ルート選定や安全性の確保などについて検討します。

取り組み

南北縦断道路の整備推進

河川、下水道等の整備方針

居住環境の保全

地域内を流れる河川の特徴を活かした公園の形成について検討します。

下水道等については、みやき町公共下水道計画に基づいた下水道事業を推進し、普及率の向上を図ります。

計画区域外については、現在までの基盤整備状況や整備効果、地域住民の意向を踏まえて整備方針を決定し、居住環境の向上に努めます。

取り組み

下水道等の整備・利用促進

下水処理のあり方に関する検討・推進

住宅地整備の方針

建築物の規制や誘導

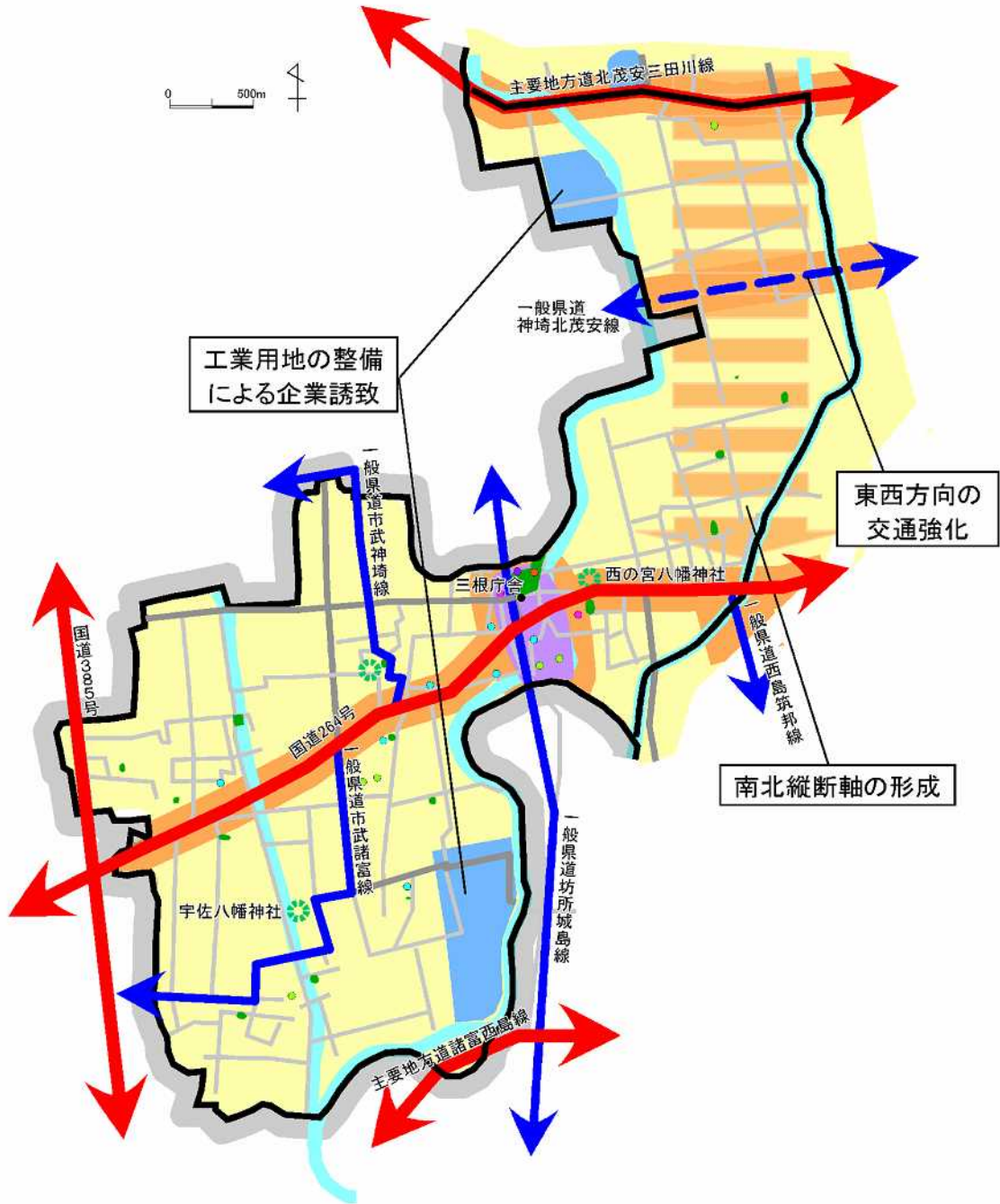
周辺の農地や住宅、商業施設等が調和した良好な住宅地の形成を図ります。道路整備等とあわせて新たな建築物も多くなることが想定されるため、建築物の規制・誘導を行います。

取り組み

建築規制等に基づく良好な居住環境の形成



南西部地域まちづくり方針図



凡例		
● 庁舎	▬ 鉄道(JR)	■ 集落環境保全地
● 文化施設	▬ 高速道路	■ 複合市街地
● 教育・保育施設	▬ 広域幹線道路	■ 生活拠点地
● 保健・福祉・医療施設	▬ 町内幹線道路	■ 商業系市街地
● スポーツ施設(屋内)	▬ 町内幹線道路(未整備)	■ 工業系市街地
● その他公共公益施設	▬ 主要生活道路	■ 山林保全地
● 歴史・文化資源	▬ 生活道路	▬ 町境、地域境
■ 公園・緑地		
■ 体育センター		

5 計画の推進について

(1) 計画の実現に向けた情報発信

本町のまちづくりは、本計画に示される方針に沿って進められます。

計画の実現に向けた第一歩として、町民への情報発信と町民からの意見提出が重要です。

そのため、本町では、町のホームページや広報誌などでまちづくりの情報を発信しています。また、まちづくりに関する計画を策定する際は、町民への説明と意見の聴取を行います。

町民は、このような機会を活用し、積極的にまちづくりに参加することが重要です。

町民がまちづくりについて知り、参加する機会の例

- ホームページ、広報誌
- 各種アンケート調査
- まちづくり懇話会、車座懇談会



(2) まちづくりの推進体制

まちづくりを進めるためには、まちの主役である町民(まちづくり団体などを含む)と具体的なまちづくりに関わる事業者、まちづくりの推進・調整役である行政とが、相互連携と協働により、それぞれ役割分担の中でまちづくりを進めていくことが重要です。

みやき町における推進体制

町民の役割

これからのまちづくりは、まちの主役である町民を中心に進められるべきものであり、良好な居住環境や自然環境を保全し、美しいまちなみを創出するため、まちづくりルールの策定やその実現に向けた取り組みなどに積極的に参加することが必要です。

町民の自主的なまちづくり活動

まちづくり団体、ボランティア団体、NPO などによる活動

事業者の役割

事業者は、自らの活動を行うにあたり、まちづくりを担う一員としての自覚と責任を持って、まちづくりに積極的に協力・貢献していくことが求められます。

特に、まちの将来像を踏まえ、周囲の環境に配慮した開発に努め、地域住民との協働によるまちづくりに取り組むことが必要です。

地域の実情にあわせた開発

地域住民との協働によるまちづくりへの参加

行政の役割

行政は、情報提供やさまざまな要望等の調整を図りつつ、町民主体によるまちづくりを、総合的・計画的・効率的に進めていくことが求められています。

特に、民間企業などの開発活動に対して、地域住民の意向や公共性を踏まえ、開発を規制・誘導していくことが重要であり、協働のまちづくりを推進するために、財源の確保や人材の育成などが必要です。

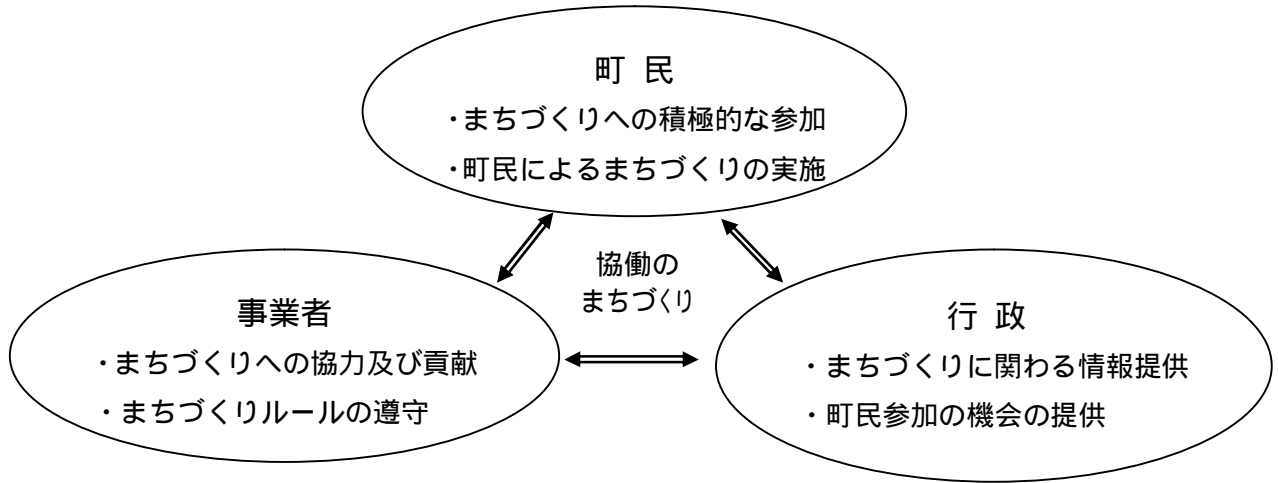
計画の実現に向けた、規制・誘導方策の検討、まちづくりのルールづくり

行政運営に関する情報公開制度の充実

地域の実情に適した町民への支援

まちづくり団体、各種ボランティア団体への支援

まちづくり推進体制のイメージ



まちづくりの課題

まちづくりの基本方針

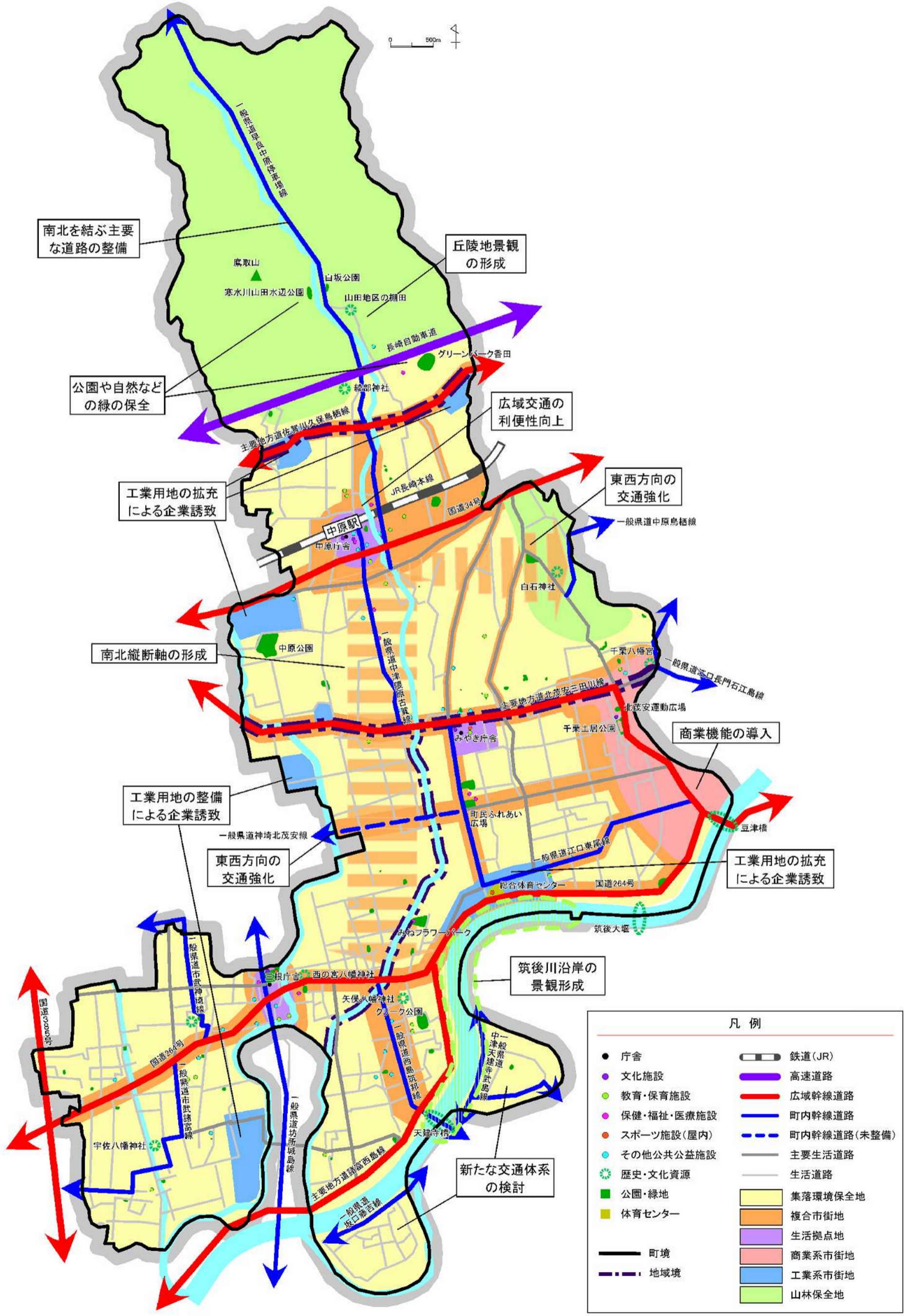
全体構想

地域別構想

計画の推進について



みやき町全体のまちづくり方針図



南北を結ぶ主要な道路の整備

丘陵地景観の形成

公園や自然などの緑の保全

広域交通の利便性向上

工業用地の拡充による企業誘致

東西方向の交通強化

南北縦断軸の形成

商業機能の導入

工業用地の整備による企業誘致

東西方向の交通強化

工業用地の拡充による企業誘致

筑後川沿岸の景観形成

新たな交通体系の検討

凡例

- | | |
|--------------|---------------|
| ● 庁舎 | — 鉄道(JR) |
| ● 文化施設 | — 高速道路 |
| ● 教育・保育施設 | — 広域幹線道路 |
| ● 保健・福祉・医療施設 | — 町内幹線道路 |
| ● スポーツ施設(屋内) | — 町内幹線道路(未整備) |
| ● その他公共公益施設 | — 主要生活道路 |
| ● 歴史・文化資源 | — 生活道路 |
| ● 公園・緑地 | ■ 集落環境保全地 |
| ● 体育センター | ■ 複合市街地 |
| — 町境 | ■ 生活拠点地 |
| — 地域境 | ■ 商業系市街地 |
| | ■ 工業系市街地 |
| | ■ 山林保全地 |

みやき町 都市計画マスタープラン
資料編

1. 諮問書

み企発第7121号
平成19年12月7日

みやき町都市計画審議会
会長 大石文明 様

みやき町長 末安伸之

みやき町都市計画マスタープラン(案)について(諮問)

みやき町都市計画マスタープラン案について、みやき町都市計画審議会条例第2条の規定により貴審議会の意見を求めます。

2. 答申書

平成21年3月5日

みやき町長 末安伸之 様

みやき町都市計画審議会
会長 大石文明

みやき町都市計画マスタープランについて(答申)

みやき町都市計画審議会条例第2条の規定により、平成19年12月7日付けみ企第7121号をもって諮問されたみやき町都市計画マスタープランについては、当審議会において審議した結果、別冊「みやき町都市計画マスタープラン」のとおり答申いたします。

3. みやき町都市計画審議会 委員名簿

委 嘱 理 由	氏 名	備 考
学識経験を有する者	秋 吉 勲	中原校区区長会代表（前任）
	井 上 和 幸	中原校区区長会代表（後任）
	長谷部 康 雄	北茂安校区区長会代表
	中 山 朴	三根校区区長会代表(前任)
	山 崎 邦 治	三根校区区長会代表(後任)
	有 岡 利 男	みやき町商工会代表
	野 下 孝 一	佐賀県農協北茂安支所長(前任)
	栗 山 一	佐賀県農協北茂安支所長(後任)
	青 木 種 雄	みやき町農業委員会長（前任）
	原 口 敏 弘	みやき町農業委員会長（後任）
	大 石 文 明	元総合計画審議会会長
	木 下 武 文	元国土利用計画審議会会長
森 田 英 徳	元総合計画審議会委員	
町議会議員	立 石 輝 明	総務常任委員
	平 野 達 矢	文教福祉常任委員
	宮 原 宏 典	議長
関係行政機関	吉 岡 悦 郎	鳥栖土木事務所長

4. みやき町都市計画審議会 開催日程

	期 日	会 場
第 1 回	平成 19 年 12 月 7 日	みやき庁舎
第 2 回	平成 20 年 3 月 27 日	中原庁舎
第 3 回	平成 20 年 8 月 28 日	三根庁舎
第 4 回	平成 21 年 2 月 13 日	みやき庁舎
第 5 回	平成 21 年 3 月 5 日	みやき庁舎

みやき町都市計画マスタープラン

発行 / みやき町

〒849-0113 佐賀県三養基郡みやき町大字東尾 737 番地 5

TEL 0942-89-1654

FAX 0942-89-1650

URL: <http://www.town.miyaki.lg.jp/>

平成 21 年 3 月

編集 / みやき町総務部企画課

